

平成 28 年 7 月 15 日  
新潟市こども未来課

## ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し方針（案）

### 1. これまでの経過

(1) 子ども・子育て会議「放課後児童クラブ検討部会」で検討。

#### 【部会最終案】

- ・減免対象とする世帯収入の引き下げ（年収 800 万円以下 → 年収 600 万円以下）
- ・最小の減免率を見直し（33%免除 → 19%免除）
- ・見直し時期：平成 28 年 4 月 1 日

(2) 部会后、市民厚生常任委員会委員協議会などでご意見をいただく。

#### 【議会などでの意見】

- ・減免区分の細分化
- ・多子世帯への負担軽減の検討
- ・見直し時期は、放課後児童クラブの質と量の充実が図られた後とすべき

上記を踏まえ、平成 28 年度 4 月からの見直しはせず、今年度、改めて見直しを検討することとなった。

### 2. 見直し内容

(1) 多子減免を導入

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、2 人目を 1/2 免除、3 人目以降を無料とする。

(2) 免除区分の細分化

所得に応じた利用料負担の公平性を高めるため、現在の免除区分のうち、年収目安 300 万円～800 万円の区分を細分化し、階層を緩やかにする。

(3) 年少扶養控除の廃止

平成 25 年度から実施している年少扶養控除のみなし適用については、多子減免導入により廃止する。

### 3. 見直し時期

平成 29 年 4 月とし、市民周知期間として 1 年間の猶予期間を設け、翌年度より新利用料で運用開始。

### 4. 今後のスケジュール

資料 3 「ひまわりクラブ利用料・減免制度見直しスケジュール(案)」参照。

## ひまわりクラブ利用料・減免制度見直し内容(案)

## 1. 見直し内容

- ①多子世帯の負担軽減を導入：第2子を1/2免除、第3子以降を無料
- ②免除区分の細分化
- ③年少扶養控除の廃止

## 2. 現行との比較

## 【現行】

年収目安 (市民税所得割額)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～300万円未満 (～1万円未満)	3,450円	1,042人	50%
～800万円未満 (～23万5000円未満)	4,600円	4,367人	33%
800万円以上 (23万5000円以上)	6,900円	1,711人	0%

計 7,763人

## 【③年少扶養控除廃止】

年収目安 (市民税所得割額)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～300万円未満 (～1万円未満)	3,450円	269人	50%
～800万円未満 (～23万5000円未満)	4,600円	5,095人	33%
800万円以上 (23万5000円以上)	6,900円	1,756人	0%

計 7,763人

## 【多子減免+細分化】

年収目安 (市民税所得割額)	利用料		人数 (H28.4月現在)	免除率
	第1子	第2子(1/2)		
生活保護	0円	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	1,150円	587人	67%
～300万円未満 (～1万円未満)	3,450円	1,750円	269人	50%
～330万円未満 (～4万8600円未満)	4,000円	2,000円	661人	42%
～470万円未満 (～9万7000円未満)	4,600円	2,300円	1,649人	33%
～600万円未満 (～14万円未満)	5,600円	2,800円	1,143人	19%
～800万円未満 (～23万5000円未満)	6,200円	3,100円	1,642人	10%
800万円以上 (23万5000円以上)	6,900円	3,450円	1,756人	0%

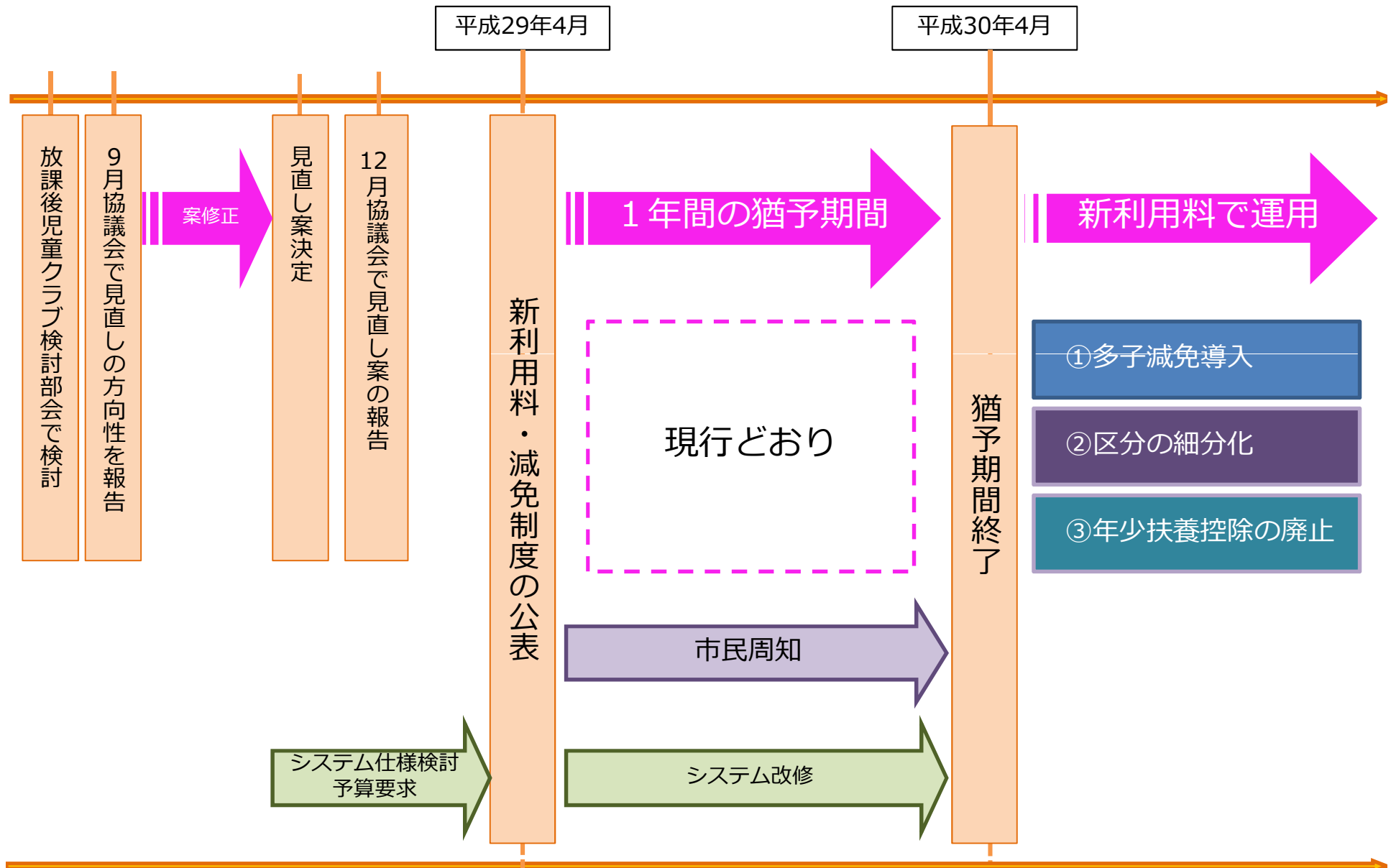
計 7,763人

## 《利用料収入額について》※H30年度見込み

現行	見直し後	現行との差額
458,155千円	457,889千円	-266千円

# ひまわりクラブ利用料・減免制度見直しスケジュール(案)

資料 3



2 活動について

「運営規程」及び「行動規範」に基づいて、各クラブや児童の実態に応じてプログラムを組立て、児童にとって魅力あるクラブになるよう努める。

(1) 活動計画

提出書類等・・・『新潟市ひまわりクラブ年間活動計画書』

- ① 各クラブは年間の活動計画を作成し、年間の行事等は事前に計画する
- ② 月単位の活動や春・夏・秋・冬休みの活動も計画を立てて行う  
(月単位の予定表の作成、春・夏・秋・冬休みの予定表の作成)
- ③ 一日の流れ(参考例)

時間	児童の活動		支援員の仕事内容
	平日(月～金曜日)	土曜日・代休日及び長期休業期間	
開設		児童登所 「おはよう・・・」 ・自由時間 (読書、宿題) ・個人遊び ・集団遊び	出勤 ・開錠、安全確認と室内環境整備 ・環境整備 ・支援員打合せ (前日の児童の状況、当日の日程確認等)
11:00			子どもの受け入れ ・出欠と健康観察 ・連絡帳の確認、生活習慣の指導 (手洗い・うがい・着替え)
12:00		昼食	
13:00	児童登所 「ただいま・・・」 ・自由時間 (読書、宿題) ・個人遊び ・集団遊び	お昼寝	子どもの活動支援 ・児童の遊びの状況把握 (遊びのルール、遊びへの導入・・・) ・安全指導 ・児童個々への配慮
14:00			
15:00	おやつ ・手洗い、班別集合 「いただきます・・・」 ・後片付け	おやつ ・手洗い、班別集合 「いただきます・・・」 ・後片付け	帰宅児の確認 ・帰宅児童の氏名、人数の確認 ・一人帰りの児童の見送り(安全確認)
16:00	意図的活動 ・集団遊び ・創作活動 ・行事の準備、練習 ・後片付け	意図的活動 ・集団遊び ・創作活動 ・行事の準備、練習 ・後片付け	
17:00	児童自由時間 ・個人遊び ・読書	児童自由時間 ・個人遊び ・読書	当日の反省と確認 ・日誌記入と翌日の確認 ・室内清掃・ガス点検 ・忘れ物の点検 ・戸締り・施錠確認
最終児童退所 「さようなら」	最終児童退所 「さようなら」	最終児童退所 「さようなら」	その他 ・教材やおやつの発注 ・経理簿の作成 ・必要事項の家庭連絡 ・「たより」の作成
閉設			

# 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

## 現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

## 対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

### <イメージ>

地域の支援スタッフ  
(学生・教員OB等)



<実施場所>  
児童館、公民館、民家等



### <支援の内容(例)>

学習支援    遊び等の諸活動    調理実習    食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算案で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。